

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり第五種共同漁業権の遊漁規則を認可した。

令和8年2月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

漁業権者の名称及び住所	田老町河川漁業協同組合 宮古市田老一丁目3番4号	盛川漁業協同組合 大船渡市赤崎町字石橋前 10番地7
漁業権の免許番号	内共第6号、内共第7号	内共第14号
遊漁規則の変更内容	遊漁料（一般遊漁料）の額 (増額)	遊漁料（一般遊漁料）の額 (増額)
変更後の遊漁規則の施行日	令和8年2月4日	令和8年2月4日

認可した遊漁規則の概要 水産振興課ホームページに掲載のとおり [\(掲載ページへのリンク\)](#)